

第8次医療計画について（国の考え方～第8次医療計画に関する意見のとりまとめ～）

I 医療計画に盛り込む内容の方向性

項目	考え方	備考
1 医療計画に定める医療提供体制	従来の5疾病・5事業に加え、新興感染症への対応に関する事項を加える。	○5 疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患 ○6 事業：①救急医療、②災害医療、③へき地医療、④周産期医療、⑤小児医療（小児救急医療を含む）、⑥新興感染症発生・まん延時における医療 ○在宅医療：訪問診療、訪問看護
2 外来医療に係る医療提供体制の確保	「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」を踏まえる。	ガイドラインにおいて、地域で十分に発揮することが期待されている「かかりつけ医機能」の具体的方策は検討が進められており、必要に応じてガイドラインにおける取扱いを検討する。
3 地域医療支援病院の整備	地域医療支援病院の責務の見直しを検討する。	感染症法等の改正により、感染症発生・まん延時に担うべき医療提供が義務付けられる。
4 医療従事者の確保	それぞれの医療従事者の役割及び課題を把握の上、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員の確保対策を記載する。	○医師：医師確保計画策定ガイドライン（医師の偏在、労働規制に伴う働き方改革）に基づく見直し ○歯科医師：病院の規模に応じた地域の歯科専門職の活用、病院と歯科診療所等の連携の推進 ○薬剤師：就労状況及び地域の実情に応じた確保策 ○看護師：新規養成、復職支援、定着促進を三本柱とした取組の推進
5 医療の安全確保	医療事故調査制度への理解、第三者評価の受審を新たに盛り込む。	病院等の管理者に医療事故調査制度についての理解を促す観点から、研修の受講割合を盛り込む。また、他の病院から医療安全対策奈に関して評価を受けている、又は、第三者評価を受審している病院数の割合を新たに盛り込む。

II 医療計画の作成手順等について

項目	考え方	備考
1 他計画との関係	介護保険事業計画との整合性を図る。	市町村において策定する介護保険事業計画等の開始時期でもあることから、整合性を図る。
2 地域医療構想の議論	中長期的課題について整理・検討を継続する。	地域医療構想は、医療計画の一部として位置付けられていることから、適正な病床機能報告に基づき、病床が全て稼働していない病棟等への対応など必要な方策を講じるほか、2025年以降も地域医療構想の取組を継続する。
3 住民への周知・情報提供	住民の理解・協力を得られるよう努める。	住民向けの概要版の作成、用語の解説を加えるなど工夫に努める。また、限られた医療資源を有効に使う観点から地域の医療提供体制の課題や見通しなどを示す。

III 5疾病・6事業及び在宅医療について

項目	考え方	備考
1 5疾病	○ 新型コロナウイルス感染症への対応を追加 ○ 指標の見直し ○ それぞれの対策推進計画等を踏まえた見直し	(新たな重要な視点) 新型コロナウイルス感染症の拡大時等においても、必要な診療を提供できるよう、平時の準備等の対応を含め、連携体制を整える。
2 6事業	従来の5事業 ①救急医療：医療機関の役割の明確化 ②災害医療：DMAT等及び医療機関の役割の明確化 ③へき地医療：遠隔医療の活用、へき地医療拠点病院の取組の着実な推進 ④周産期医療：周産期医療体制の整備、医療機関・機能の集約化・重点化 ⑤小児医療：医療機関・機能の集約化・重点化	
	新興感染症発生・まん延時における医療 国の検討会で別途取りまとめる。	
4 在宅医療	在宅医療において「積極的役割を担う医療機関」、「連携を担う拠点」の位置付け	① 在宅医療の需要の増加に向け、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付ける。 ② 医療機関の訪問診療への参入促進を図るとともに、訪問看護の充実・機能強化を進める。 ③ 在宅医療における多職種（訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問リハビリ等）の関わりを明確化する。

